

岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金交付要領

岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金の交付については、岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金交付要綱に定めるほか、この要領によるものとする。

1 目的

認知症カフェは、認知症の方とその家族や友人が新たな関係を構築したり、役割を持って過ごすことができる場所であり、また、認知症の方とその家族や友人が安心して過ごし、悩みを共有する場でもある。そのため、気軽に行くことができる認知症カフェが生活圏域内にあることは、認知症の方が地域で暮らすために重要である。

そこで、認知症カフェの開設を促進し、認知症の方の支援体制整備を目的として事業を実施する。

2 事業内容

新たに認知症カフェを開設した地域密着型サービス、介護保険施設、医療機関、NPO法人等（以下、「認知症カフェ開設者」という。）に対して、認知症カフェ開設に要した費用の一部を補助する。

なお、認知症カフェの開設にあたっては、下記の条件に該当すること。

- (1) 月1回以上、認知症カフェを開設すること。
- (2) 当該施設の所在する市町村が認知症カフェの開設を存知していること。
- (3) 年1回以上、講演会や施設を利用したイベント等の地域住民に向けた事業を開催すること。
- (4) 別記様式により、県に対して補助金の事前申請を行うこと。
- (5) 毎回終了後に参加者の構成、人数や実施状況を記録すること。

3 補助対象経費及び補助基準額

この事業にかかる経費については、予算の範囲内で補助をする。また、補助の対象となる経費及び補助金の基準額は別表のとおりとする。

4 その他留意事項

- (1) 認知症カフェ参加者の個人情報の保護、プライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならないこと。
- (2) 茶菓子等を提供するときは衛生管理に十分留意し、食品を提供するときは食品衛生管理者とすることができる人員を配置すること。
- (3) 市町村と連携をとり、市町村の地域支援事業等に協力すること。
- (4) 本要領に定めのない事項等については、必要に応じて、認知症カフェ開設者と県の協議の上で決定するものとする。

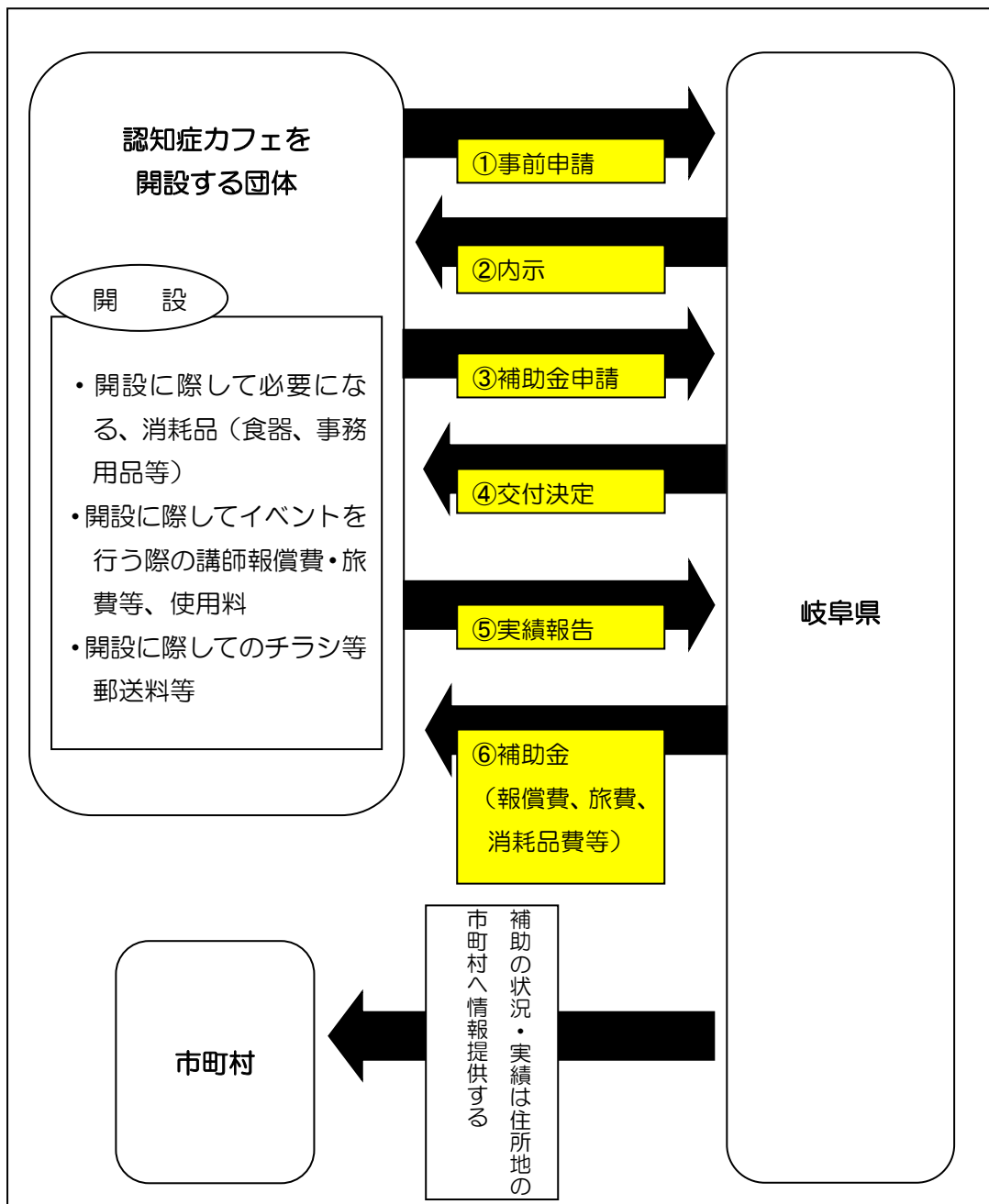
附 則

この要領は、平成28年9月12日から施行し、平成28年度の予算にかかる事業から適用する。

別表

補助対象経費	補助基準額
平成28年7月1日以降に地域密着型サービス、介護保険施設、医療機関、NPO法人等が認知症カフェを開設する岐阜県認知症カフェ開設事業の実施について必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費）、役務費（通信運搬費）及び使用料、賃借料	1団体当たり100,000円

補助の流れ



補助金所要額		
区分	金額	摘要
報償費		
旅費		
需用費		
事務用消耗品		
消耗品		
役務費		
使用料		
賃借料		
合計		円

窓口となる担当者の連絡先

所 属	
担当者	
電 話	
F A X	
e-mail	